

桶川市高齢者やむを得ない事由による措置要綱

(平成18年12月28日告示第221号)

(目的)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第10条の4第1項及び第11条第1項第2号並びに桶川市老人ホーム入所措置等に関する規則（昭和62年桶川市規則第11号）及び桶川市老人措置費徴収規則（昭和56年桶川市規則第9号）の規定に基づき、やむを得ない事由による措置（以下「措置」という。）を行うために必要な事項を定めるものとする。

(対象者等)

第2条 措置の対象者は、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する被保険者で、やむを得ない事由により同法に規定する介護サービスを利用することが著しく困難な者とする。

2 前項の「やむを得ない事由」とは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 本人が家族等の虐待又は無視を受けている場合
- (2) 認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない場合
- (3) その他桶川市福祉事務所設置条例（昭和45年桶川市条例第36号）に規定する福祉事務所の長（以下「福祉事務所長」という。）がやむを得ない事由と認める場合

(措置の内容)

第3条 措置の内容は、法第10条の4第1項及び第11条第1項第2号に定める措置で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 訪問介護を供与すること。
- (2) 通所介護を供与すること。
- (3) 短期入所生活介護を供与すること。
- (4) 認知症対応型共同生活介護を供与すること。

(5) 特別養護老人ホームに入所すること。

(措置の決定)

第4条 福祉事務所長は、第2条に規定する者であると見込まれる者を発見し、又は関係機関等から通報を受けたときは、遅滞なく当該者の実態を調査する。

2 福祉事務所長は、前項の者が介護保険法に規定する要介護認定を受けていない場合は、必要に応じて要介護認定を実施する。ただし、急を要する場合は、次項による措置の決定後又は措置の開始後にこれを実施する。

3 福祉事務所長は、第1項の実態調査及び前項の要介護認定の結果を基に、次の各号に掲げる事項を総合的に考慮して措置の決定を行う。

(1) 当該者の意思と尊厳

(2) 当該者及び家族等の身体及び精神の状況並びに置かれている環境

(3) その他当該者及び家族等の福祉を図るために必要な事情

4 福祉事務所長は、前項の決定を行った場合は、様式第1号のやむを得ない事由による措置決定・変更通知書により当該者に通知する。

5 福祉事務所長は、措置を決定したときは、遅滞なく措置を開始するものとする。

6 福祉事務所長は、措置を決定した後、随時、当該者及びその出身世帯を訪問し、必要な調査及び指導その他の援助を行うものとする。

(事業の委託)

第5条 福祉事務所長は、必要に応じ、法の規定による老人居宅生活支援事業を行う者又は特別養護老人ホームの設置者（以下「事業者」という。）に第3条各号に掲げるサービスを提供することを委託するものとする。

2 福祉事務所長は、前項によるサービスを提供することを委託する場合は、様式第2号のやむを得ない事由による措置委託・変更通知書によ

り、委託する事業者に対し通知するものとする。

- 3 福祉事務所長は、事業者が前項の規定による委託を正当な理由なく拒んだときは、法第20条の規定により、当該事業者に措置を受託させるものとする。

(費用の支弁)

第6条 福祉事務所長は、措置に要する費用を支弁する。ただし、当該措置に係る者が、介護保険法の規定により当該措置に相当する介護サービスに係る保険給付を受けた場合は、その保険給付相当額（生活保護法（昭和24年法律第144号）の規定による介護扶助を受けた場合はその介護扶助相当分を上乗せした額とし、介護保険法の規定による利用者負担の軽減措置を受けた場合はその軽減分を上乗せした額とする。）を支弁する費用から除くものとする。

(費用の請求)

第7条 事業者は、措置に要する費用について、様式第3号の措置費請求書により市長に請求するものとする。

(費用の負担)

第8条 やむを得ない事由により措置された者（以下「被徴収者」という。）の費用負担については、介護保険法に定める介護保険給付の額の1割に相当する額、食費及び居住費に高額介護サービス費の適用をした額の合計額（以下「費用徴収額」という。）とするものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、費用徴収額の算定は、当該者の所得状況等に応じて桶川市介護保険居宅サービス利用料軽減要綱又は桶川市社会福祉法人等利用者負担額減免実施要綱に定めるところによるものとする。この場合において、費用徴収額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- 3 被徴収者が次の各号のいずれかに該当する場合には、費用の徴収を免除することができる。

- (1) 費用を徴収することによって生活保護を要する状態になる場合
- (2) 災害その他特別な事情によって生計が著しく悪化している場合
- (3) その他費用の徴収が著しく困難であると福祉事務所長が認めた場合
(措置の変更)

第9条 福祉事務所長は、措置に係る者が他の措置を受けることが適当であると認められるに至った場合は、その時点において、措置を変更するものとする。

- 2 福祉事務所長は、措置を変更したときは、様式第1号のやむを得ない事由による措置決定・変更通知書により当該措置に係る者に、様式第2号のやむを得ない事由による措置委託・変更通知書により当該措置に係る事業者に対し、それぞれ通知するものとする。

(措置の解除)

第10条 福祉事務所長は、措置に係る者が次の各号のいずれかに該当する場合、その時点において、措置を解除するものとする。

- (1) 特別養護老人ホームに入所すること等により、家庭等の虐待又は無視の状態から離脱し、介護保険法に基づく介護サービスの利用に関する契約を行うことができるようになった場合
- (2) 成年後見制度等に基づき、本人を代理する補助人等を活用することにより、介護保険法に基づく介護サービスの利用に関する契約を行うことができるようになった場合
- (3) その他福祉事務所長が、措置に係る者がやむを得ない事由の解消により介護保険サービスの利用が可能になったと認めた場合

- 2 福祉事務所長は、措置を解除したときは、様式第4号のやむを得ない事由による措置解除通知書により、当該措置に係る者及び当該措置に係る事業者に対し通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、福祉事務所長が別

に定める。

附 則

この告示は、平成19年1月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

やむを得ない事由による措置決定・変更通知書

桶 第 号

年 月 日

様

桶川市福祉事務所長



次のとおり決定・変更したので通知します。

当該者	氏名	
	住所	
措置の内容	訪問介護・通所介護・短期入所・グループホーム 特別養護老人ホーム	
利用期間	年 月 日～ 年 月 日	
利用事業者名		
施設所在地		
自己負担	自己負担の有無	有・無
備考		

様式第2号（第5条関係）

やむを得ない事由による措置委託・変更通知書

桶 第 号

年 月 日

様

桶川市福祉事務所長



次のとおり利用を委託・変更します。

当該者	氏名		電話番号	
	住所		生年月日	年 月 日
扶養義務者	氏名		当該者と の続柄	
	住所			
措置の内容	訪問介護・通所介護・短期入所・グループホーム 特別養護老人ホーム			
利用期間	年 月 日～ 年 月 日			
備考				

様式第4号（第10条関係）

やむを得ない事由による措置解除通知書

桶 第 号

年 月 日

様

桶川市福祉事務所長



次のとおり利用を解除します。

当該者	氏名	
	住所	
扶養義務者	氏名	
	住所	
延長期間	当初期間	年 月 日～ 年 月 日
	延長期間	年 月 日～ 年 月 日
解除理由		
備考		